

### 長期収載品に関する事項

令和6年度診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品）を患者さん希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担が発生します。

[選定療養費の対象となる場合]

- 院外処方
- 院内処方（入院患者さんは除く）

[選定療養費の対象となる医薬品について]

- 後発医薬品が発売され5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

[対象から除外されるケース]

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品

[自己負担額について]

- 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1
- 選定療養費には消費税がかかります。